

ストップ！過労死全国ニュース

第 16 号 2024 年 7 月 20 日発行



発行：過労死等防止対策推進全国センター HP：<https://www.stopkaroshi.net/>

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-17

ICN ビル 2 階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満 4-4-18

梅ヶ枝中央ビル 7 階 いわき総合法律事務所内

TEL：06-6364-3300 FAX：06-6364-3366

【巻頭挨拶】逆流する「働き方改革」

— 過労死防止法成立 10 年にあたって —

過労死防止等対策推進全国センター
過労死弁護士全国連絡会議

代表幹事
代表幹事 川人 博

2014 年（平成 26 年）6 月に過労死等防止対策推進法（以下、過労死防止法という）が成立してから 10 年が経過した。10 年という節目の年にあたって、あえて、警告を発したい。

第 1 に、官民一体となった労働時間の過少認定についてである。

高橋まつりさんの過労死公表（2016 年 10 月）後、2018 年に働き方改革関連法が成立し、労働時間規制等につき新たな法制度が生まれた。これに伴う労働基準法改正が時間外労働規制に有効に機能しているかどうかについては、さまざまな議論があるが、この間の重要な問題として浮かび上がってきたのは、何をもちいて労働時間と評価するかという点である。具体的には、①事業場外労働、②出張労働、③宿直勤務、④早出・居残り労働、⑤自己研鑽等である。

例えば、仕事を自宅に持ち帰りパソコンで書類を作成したり、オンライン会議をしたり、メール通信をしたり、電話連絡をしたりすることは、多くの業種職種で常態化しているが、これらを労働時間として認定しない傾向が強まっている。80 年代には、いわゆる風呂敷残業と呼ばれた自宅労働がサラリーマンに蔓延化し、何らの残業手当もつかない「サービス残業」とされてきた。デジタル化が進んだ現代においては、何らかの労働履歴は残されており、証拠上、仕事をしていたことが明らかであるにもかかわらず、労働者が勝手に働いたとされて、労働時間と認定されないのである。深刻なのは、このような企業の労務政策を監督庁たる労基署が是正するのではなく、むしろ労働時間の過少認定を追認する傾向が強まっていることである。営業職の労働者が自宅から直接車に乗って首都圏から地方の顧客先まで出張した場合に、その移動中の時間は 5 時間あったとしても、これは労働時間ではないと認定され、単に顧客先で商談をしていた時間だけが労働時間とみなされるという理不尽な判断が労基署によってなされた。また、医療・警備分野等で、夜間に仕事が入り仮眠がしっかりとれていなくとも、仮眠時間帯はすべて労働時間ではないと認定されるなど、労働者の健康を害する理不尽な扱いが後を絶たない。

労働時間短縮や労働時間規制をいくら叫んでみても、働いても労働時間として認定されない時間が拡大し



ていけば、結局のところ、数字上の時短にすぎず、働く者のいのちや健康を守ることにはならない。こうした労働時間の隠蔽が過労死を発生させる温床となっている。科学技術の発達により、様々な労働形態が生まれている。現代の労働時間が過少認定・隠蔽されることのないよう、労働時間とは何かという命題をしっかりと議論し、過労死を防止していくことが求められている。

第 2 に、ハラスメントを防止する取組みは、我が国においては、欧州に比べて 2 周、3 周遅れの状態と言わざるを得ない。

過労死防止法成立当時においても、ハラスメントの防止が社会的議論となりはじめていたが、この 10 年間に於いて、セクシャルハラスメント以外のパワーハラスメント（パワハラ）が職場における重大なテーマとなり、健康悪化、精神疾患等の発病、さらには自殺にまで至るような深刻な課題となっている。2019 年になって、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（改正労働施策総合推進法）が制定され、2020 年 6 月から施行されたが、この法律は、あくまでハラスメント相談窓口設置の義務付けに留まっており、実際の運営状況としても、この職場の窓口が正常に機能していないケースが多数報告されている。相談窓口に相談したが、逆に上司などから攻撃されるといったセカンドハラスメントも発生している。現行法は、ハラスメント禁止法と言えるほどの内容でない。2019 年 6 月には ILO 総会で「暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（ILO190 号条約）が採択され、ハラスメント禁止の世界的な基準が定立されたが、日本は、現在に至るも批准していないのは、立法行政府の怠慢である。

この ILO 条約を批准することは、2011 年国連で採択された「ビジネスと人権」の指導原則を实践するうえでも不可欠である。

目次

過労死等防止対策の推進について	4
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 佐々木 菜々子	
過労死等の実態を訴え、朗報と課題	5
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子	
静岡過労死家族の会からの報告	5
静岡過労死を考える家族の会 世話人代表 尾崎 正典	
福岡過労死を考える家族の会	6
過労死を考える家族の会福岡 代表世話人 安徳 晴美	
過労死弁護団の活動報告	7
過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成	
あんしん財団事件、最高裁判決の勝訴のご報告	8
弁護士 山岡 遥平	
第 10 回全国大会は大阪で開催します	9
過労死防止学会前代表幹事 黒田 兼一	
■ 特集 1 各地の過労死防止シンポジウム	11
【① 埼玉】埼玉会場の報告	11
弁護士（埼玉） 田中 浩介	
【② 福井】「ブラック企業からスタッフファーストへの挑戦」	12
過労死等防止対策推進シンポ	
弁護士（福井） 海道 宏美	
【③ 静岡】静岡会場のご報告	13
弁護士（静岡） 萩原 繁之	
【④ 滋賀】滋賀会場のご報告	13
働くもののいのちと健康を守る滋賀県センター 事務局長 服部 喜由	
【⑤ 大阪】過労死等防止対策推進シンポジウム大阪会場のご報告	14

山中有里 弁護士（大阪）	
【⑥ 長崎】「過労死等防止対策推進シンポジウム」の報告	14
長崎労働者の健康問題懇談会 事務局長 大塚 正一	
■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業	17
【① 北海道】啓発授業の報告	17
過労死防止北海道センター 吉田 正幸	
【② 栃木】労働問題・労働条件に関する啓発授業の実施について	18
弁護士（栃木） 小倉 崇徳	
【③ 埼玉】過労死防止啓発授業のご報告	19
弁護士（埼玉） 鈴木 満	
【④ 東京】双方向授業の重要性	19
弁護士（東京） 須田 洋平	
【⑤ 東京】立正大学での啓発授業のご報告	20
弁護士（東京） 山内 志織	
【⑥ 神奈川】啓発授業を体験して思うこと	21
神奈川過労死等を考える家族の会 安部 宏美	
【⑦ 大阪】啓発授業に出向き思うこと	22
大阪過労死を考える家族の会 小池 江利	
【⑧ 兵庫】何を思い啓発授業をするのか	23
兵庫過労死を考える家族の会 前田 和美	
【⑨ 愛媛】啓発授業の実践報告	23
愛媛大学名誉教授 長井 偉訓	
【⑩ 大分】過労死防止啓発授業のご報告	24
東九州過労死を考える家族の会 佐藤 久恵	
編集後記	25

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 佐々木 菜々子



佐々木課長

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より過労死等の防止に向けて精力的にご活動されていることに、深く敬意を表します。

2024 年 7 月 5 日付けで厚生労働省労働基準局総務課長・過労死等防止対策推進室長に着任いたしました。今後とも、皆様とともに、過労死等防止に向けて全力を挙げて取り組む所存ですので、よろしくお願いたします。

さて、過労死等により亡くなられた多くの方々の無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないというご遺族の皆様の強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法（以下、「法」という。）は、成立から 10 年を迎えました。

その間、厚生労働省では、法により策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）等に基づき、関係省庁や労使団体、関係団体等と連携を図りながら各種の取組を進めてまいりましたが、働き過ぎによって尊い生命が失われるなどの痛ましい事態が今もなお多く発生しているところ です。

こうした状況を踏まえ、2023 年 11 月から 4 回にわたり、過労死等防止対策推進協議会において、大綱の見直しについてご議論をいただきました。協議会には、過労死等防止対策全国センターの方々にもご参画いただいております。審議の過程で多数の貴重な

ご意見を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

大綱は現在、2024 年 7 月末頃の閣議決定を目指し手続を進めているところですが、その見直しのポイント 4 つについてご紹介いたします。

1 つ目は、「大綱策定 10 年を振り返り、更なる取組を推進」です。令和 7 年には大綱策定から 10 年の節目を迎えるため、この間の調査研究や取組の成果を振り返り、それらも踏まえ今後の対策を更に検討し推進してまいります。

2 つ目は、「上限規制の遵守徹底、過労死等の再発防止指導、フリーランス等対策を強化」です。令和 6 年 4 月から全面適用された時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化いたします。また、2024 年 11 月に施行されるフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進してまいります。

3 つ目は、「業種やハラスメントに着目した調査・分析を充実」です。調査・分析の重点業種等に芸能・芸術分野を追加します。また、ハラスメント防止措置の状況についても収集・分析を実施することとしております。

4 つ目は、「国以外も含めた関係者による取組を推進」です。国の取組だけでなく、事業主による研修や労働組合による定期的な確認、国民の睡眠時間を始めとした生活スタイルの見直しなどの各種取組を定めます。

政府として、この大綱に基づき、引き続き実効ある対策を推進し、過労死ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後益々のご発展を祈念申し上げますとともに、今後とも皆様との連携を密にしながら、働くことで心身の健康を損ねることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めていく決意を申し上げます。私の挨拶といたします。

過労死等の実態を訴え、朗報と課題

全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子

1 東京高裁判決、破棄の朗報！

2022 年 11 月 29 日東京高裁において、事業主が労災支給決定を取消す訴訟の適格性を認めた前代未聞の判決に激震が走りました。家族の会は、労働災害と公務災害の被災者団体として、早期の救済と過労死防止を訴えてきました。それなのに、支給決定された後に使用者が取り消し訴訟を起こされると、さらに争いが続くことになり、最悪支給決定が取り消される可能性があるため断固反対を表明しています。

2023 年、過労死等防止について考える超党派議員連盟の役員会において、「この裁判は絶対に国が勝たねばならない」、「最高裁で絶対に勝つ！これしかない！」宣言で参加者一同、一致団結しました。そうした思いを届けるにはどうすればいいのかと思っていたところ、弁護団から、被災家族の陳述書(上申書)依頼があり家族会へ呼びかけました。内容は、「申請の経歴」、「労災認定の経過」、「事業主が労災認定の取り消し訴訟を認めた東京高裁判決について」、「最高裁判所に伝えたいこと」の 4 点について、過労死等の実態を訴え、申請に必要な被災者の過酷な労働を立証する苦勞と認定基準の高い壁があり決して安易に認定されない状況下で支給決定後に取り消し訴訟が可能になることへの弊害など記述いただき、家族の会から 43 名の陳述書を提出しました。

2024 年 1 月には、労災保険「メリット制」の今後について考える緊急集会が行われパネラー参加しました。その後、申し立てが受理され 6 月 10 日最高裁で弁論が開かれ傍聴参加しました。弁護団の力強い意見陳述に明るい兆しを感じながら祈る思いで迎えた 7 月 4 日の判決言い渡しでは「破棄！」「勝

訴！」の報告を受け、安堵とともに最高裁への取組に参加できたことで喜びもひとしおでした。弁護団の先生には強いプレッシャーのなかでご奮闘いただき本当にありがとうございました。

2. 過労死等の訴えが今後の課題

本年は、過労死等防止対策推進法が成立して 10 年を迎え、大綱の 3 回目見直しがおこなわれました。大綱の対策は、過労死等防止対策推進協議会において協議され、家族の会から当事者委員 4 名が参画しています。過労死防止法の対策は、調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動支援の 4 つの枠組みの中で、家族の会は民間団体の活動支援の対象として「遺児交流会」および「オンライン相談室」開催の支援をいただいておりますが、主に 11 月過労死等防止月間の啓発シンポジウムと学生向けの啓発授業に参加し、大切な家族を過労死等で亡くした体験を語っています。聴く人へ伝えたいことは、過労死は他人事ではなく自分の身に起こる問題として捉えてもらい、命より大切な仕事はないことへの理解を深めていただいております。こうした活動が定着し聴かれた方の意識の変化を実感しているところですが、全体数を考えるとほんの一部にすぎません。

残念なことに、令和 5 年度の過労死等に関する請求件数は 4,598 件(前年度比 1,112 件の増加)という最多になっています。過労死等が増え続けている現状を踏まえると、これまで調査研究で得られた知見を実効性ある対策に生かすことが求められます。私たちは過労死等の実態を訴えており、その原因になっている過重労働を規制する必要な措置を講じることが過労死防止に繋がると考えます。あらゆる職場で過労死等を防ぐ実効ある対策に着手いただきたいと思います。

静岡過労死家族の会からの報告

静岡過労死を考える家族の会 世話人代表 尾崎 正典

静岡家族の会は、数年前まで裁判をしている人たちへの相互支援や参加協力など行ってきましたが、最近では会員の高齢化と裁判の終結にともない会合などの活動参加が減少している状態で運営してい

ます。そうした中で、11 月の過労死等防止対策推進シンポジウム静岡会場の準備と啓発授業に参加しています。

静岡シンポジウムは、2 年続けて地元大学の天笠

崇准教授に基調講演をいただきました。2022 年のシンポジウムでは、ハラスメントからくる労働関係の疾患をなくすために、と題してご講演いただき、多くの学びがありました。同年は、産業医の足立先生から「メンタルヘルスの不調に見舞われた人を何とか助けられないだろうか、復職を支援できないだろうか」と題して職場におけるメンタルヘルス不調者の職場復帰の取り組みについてご講演をいただき、職業カウンセラーの浅井氏には「職場復帰支援の実際について」のご講演がありました。その他、家族の会の会員で、大学の教員で被災され、職場復帰中の状態の被災者の方から貴重な発言がありました。幾つかの生還した事例の調査の中で、周りの医師や家族の行動で被災者を助けた重要ポイントの考察や注意点についてお話いただきました。「希死念慮の発生が被災者に見られた場合は、即座に入院措置も大切な安全策といえるのです。」など、何とか被災した人を助けることにポイントを絞ってのシンポジウムも回を重ねました。

これまで、静岡シンポジウム会場は静岡市で行ってききましたが、今回から県の西部、中部、東部に分けて各都市に会場を移動する案が出されました。今回の試みとして、2024 年 11 月 6 日（水）午後、会場は浜松市での開催としました。基調講演は過労死問題の取材を重ねている新聞記者の T 氏に講演していただく準備を進めています。

今回は、新たに会場が変わることから、企業活動の多い浜松ならではの具体的な対策を企業よりお話ししていただけないか労働局とともに準備を重ねているところです。

啓発授業において、2023 年の実績は 3 回ほどおこなっていませんでしたが、今年度は今のところ 1 回で参加予定数も 22 名という状態です。学校への周知の仕方や働きかけをどのようにしていけばよいのか不明なところがありますが、できれば過労死が起こった被災者の方の母校などで定期的な啓発授業が必要ではないかと考えます。これからも周りの皆様と連携して取り組んでいきたいと思っております。

福岡過労死を考える家族の会

過労死を考える家族の会福岡 代表世話人 安徳 晴美

福岡過労死を考える家族の会は 2017（平成 29）年 10 月に設立されました。福岡家族の会（略称）は、過労死で大切なご家族を亡くされた方、ご家族が働き過ぎで病気となられた方などを支援し、交流を図り共に分かち合い、共に歩むことを目的とし日々活動しています。

◎福岡過労死を考える家族の会総会

2024 年 1 月 12 日第 8 期の福岡過労死を考える家族の会総会を開催しました。

毎年総会では総会議事に入る前に学習会を開催しています。今年の学習会では 2021 年 11 月に過労死した小学校教師の奥様の手記を安徳が代読で読み上げました（この方は現在過重な長時間労働が原因だとして、市に損害賠償を求めて係争中です。）。

この事案について、弁護士より、福岡市側の主張（安全配慮義務違反がない、予見可能性がない）について解説していただきました。「予見できなかったという事実はあり得ないことだと思う」など、参加者が自由に考えを述べ合いました。また、ゲストで参加された今野晴貴氏（NPO 法人 POSSE 代表）より、現在私学でも同様に厳しい状況であるというこ

と、POSSE では私立学校の教員の働き方改革について支援していること、私学の条件整備をすることで公立学校の条件整備につなげていくというお話をしていただきました。学習会では、教員の置かれている現状を皆で共有し係争中の遺族について理解を深めることが出来ました。

◎ホームページ『Zinnia -Stop!!「Karoshi」働く意味を見つめ直す』

ホームページでの過労死防止の発信を継続しています。（HP:<https://zinnia-q.com>）

過労死遺族の手記や弁護士による労働問題に関する解説などを発信しています。家族の会の相談窓口も作っています。福岡家族の会と連携する相談機関の連絡先も記載しています。

◎「働くことについて考える授業」について

啓発授業を希望する学校も徐々に増えています。遺族の授業者も 2 名となりました。

これまでに開催した学校は麻生医療福祉専門学校、久留米工業大学、高等専修学校 C&S 学院、西南女学院大学、講倫館高校、鞍手高校、姫路獨協大学、

鎮西学院大学、九州大学です。社会に出る前に労基法や労働組合について学び、遺族より「命より大事な仕事はない」という話を聞くことは、命を守ることになり過労死を防ぎます。今後は福岡県以外の九州各地の学校でも開催をしていきたいです。



九州大学での啓発授業の様子

◎過労死等防止対策推進シンポジウム

家族の会では一人でも多くの方に「働き方」について考えてもらえるように、毎年テーマを決め、

それに沿った講師・遺族の方へご依頼し登壇をしていただいています。2023 年のシンポジウムは NPO 法人 POSSE 代表の今野晴貴氏に講演をしていただきました。その中で、過労死・自死・鬱を誘発する労務管理についてのご指摘がありました。本来、企業側が支払うべきコストの代わりに、長時間労働によって労働者側が心身の健康を、ときには命までも害するという形で支払っている、という言葉がとても印象に残りました。

働く人が自身の命と健康を守るというごく当たり前のことが実現できるように、私たち一人ひとりが何をすべきかを真剣に考えた 2 時間となりました。

◎連携

東九州家族の会と連携をし、シンポジウム会場では 2 つの家族の会の案内チラシを置くなど、九州の遺族が相談しやすい体制にしています。

誰もが安心して働くことが出来る世の中にしていきたい。過労死が無くなる未来を一番願う私たち遺族の思いが多くの人、企業、国に届くと信じて日々活動しています。

過労死弁護団の活動報告

過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成

1 過労死の労災補償の状況

厚生労働省は令和 5 年度の過労死等労災認定状況を公表した。

それによれば、脳・心臓疾患の新規申請数が 1023 件（うち死亡件数は 247 件、前年度に比して 220 件の増加）、精神疾患の新規申請数が 3575 件（うち自殺の件数 212 件、前年度に比して 892 件の増加）、前年度に比べいずれも申請が急激に増加している。

同年度の脳・心臓疾患の労災支給件数は 214 件（前年比 20 件増加、認定率は 32.1%）、精神疾患の労災認定件数は 883 件（前年比 173 件増加、認定率 34.2%）となっている。

増加の原因について、厚生労働省担当者は、「脳や心臓の病気については、55 歳以上の労働者が増えたことが関係していると考えられる。また精神疾患については、過労死やパワハラへの認識、理解が進んだため」と説明している。

以上の内容は、労働新聞や岩井羊一法律事務所の記事によるものであるが、現在、厚生労働省のホームページから前記発表は削除されているようであ

る。

2 精神疾患の労災認定基準改定後の動向

精神疾患の労災認定基準が 2023 年 9 月 1 日に改定されてから、2023 年度は改定労災認定基準が半年間適用されることになった。前述したとおり、労働省の労災補償状況の発表が一時保留となっているので、正確な分析ができていない。

但し、行政訴訟継続中や、再審査請求や審査請求の審理中に、原処分庁にて労災不支給処分の取消しがされて、改めて「支給処分」が行われたという報告はほとんどなく、事例数は極めて少ない。

発症後増悪の事案について、発症後に著しく悪化した場合には、「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」が認められるときには業務起因性を認めるとしたのであるが、疾患が著しく悪化したことを否定して、「業務上」と認めない扱いや、複数出来事があり、「中」「中」というような場合に「業務上」と認められる可能性が増すことから、ほかの出来事を「弱」と評価する扱いが認められる。精神疾患の労災認定基準が改定されたことにより、

一層の過労死補償の拡大を実現する活動を強めた
い。

3 最高裁が、事業主には労災支給処分に対する取消し訴訟の原告となることを認めない逆転判決

2022 年 11 月 29 日、東京高等裁判所が、事業主による労災保険支給決定に対する事業主による取消し訴訟の原告適格を認めず、訴えを却下した東京地裁判決を破棄し、事業主による原告適格があることを前提として、地裁に実体審理を行うために差し戻す判決を出した。

国と被災労働者は、上記判決に上告受理申立てをしたが、過労死弁護団としては、東京高裁判決を絶対に容認することはできないので、過労死を考える家族の会と協力し、その不当性を訴える過労死家族の陳述書等を最高裁判所に提出した。

最高裁判所は、2024 年 6 月 10 日、逆転判決の前提となる口頭弁論を行い、2024 年 7 月 4 日には、事業主には、労災支給処分を取り消すことを求めて提訴する資格はないという逆転判決を下した。

事業主（あんしん財団）が労災支給処分の取消しを求めた訴訟は終了し、被災労働者の労災補償を受ける権利は護られた。最高裁判決は、労災補償制度が被災労働者や遺族にすみやかに補償を行う制度であることを理由としており、意義深いものである。

4 過労死弁護団は、2024 年 3 月 30 日に、東京で拡大幹事会を行い、会員 86 名（うち ZOOM 参加 52 名）参加で、諸課題について、報告、討議を行うとともに、早稲田大学島田陽一名誉教授の特別講演により「労働法における労働者性」に関して学習を行った。

5 2024 年 6 月 15 日には、全国 35 都道府県の窓口において、1988 年以來 38 回目の全国一斉過労死 110 番を実施し、全国で 215 件の過労死労災補償相談、予防相談、パワハラに対する相談を行った。

6 2024 年 9 月 27 日、28 日両日は、札幌市で、第 37 回弁護団総会の開催が予定されている。過労死被害に対する補償の実現と、過労死根絶のために、一層の活動をしていく決意である。

あんしん財団事件、最高裁判決の勝訴のご報告

弁護士 山岡 遥平

1 ご支援、ありがとうございます！

みなさまにもご支援いただき、裁判所にも陳述書を数十通出したあんしん財団事件、無事に最高裁で勝利することができました。みなさまのご支援なしにこの結果はなかったと思います。

いただいた陳述書には、一通一通、みなさまの奮闘のあとや、苦労のあとがくっきりと見て取れ、絶対に勝たなければいけない、という思いを一層強くできましたし、みなさまの訴えが最高裁を動かす一つの力になったと確信しています。

2 最高裁判決の概要

すでに、最高裁のホームページに出ているので、全文はそちらをご参照いただければと思います。

一言でいえば、メリット制の適用があっても、使用者は労働者が受けた労災支給決定の取消し訴訟を提起することはできない、というものです。

裁判所は、「労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすこととなるか」を検討し、これを否定しました。その理由は、①被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険法の目的に照らして、行政処分で労災支給を行

う趣旨は、「被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。」ということで、仮に特定事業主に争わせると、早期確定の趣旨を損なう、というものでした。もう一つは、②メリット制の趣旨が、事業主間の公平を一定保ち、災害防止を図ることにもあるのだから、支給要件を満たさない（つまり、本来は支給決定がされるべきではなかった）労災保険給付を基礎とすると、メリット制の趣旨に反するし、そうしても財政均衡を欠かないし、労災決定の時に保険料認定処分の基礎になる法律関係を確定しておくべき必要性はない、というものである。

3 判決に関する雑感

私が判決を聞いた時の印象は、「ほっとした」を除けば、「労災保険法の趣旨については非常にあっさりとした判示だな」ということでした。

労災保険法の趣旨については、立法経緯等も含め、地裁判決がかなり詳しく認定しているのですが、最高裁は本当にあっさりしていました。

耳で聞いていると、ほとんど労災保険料の話がメ

インでした。

ただ、それでも判決を読むと、理由の第一番目に労災保険法の趣旨をもってきて、「労災支給処分によって上記法律関係まで確定されるとすれば、当該特定事業の事業主にはこれを争う機会が与えられるべきものと解されるが、それでは、労災保険給付に係る法律関係を早期に確定するといった労災保険法の趣旨が損なわれることとなる」と判示した点は、労災保険にかかる処分で被災者の法律関係を確定させるべきであるという裁判所の判断が顕れています。

思えば、高裁判決は、支給決定を使用者に争わせることが「ひいては労働者の保護の要請」にも適う、などというとんでもない判示をしていました。この判示に対して、上告理由書・上告受理申立理由書において、『お為ごかし』の欺瞞に満ちた判示」と厳しく批判したのですが、それに対応して、きちんと行政段階で処分を確定させることこそが労災保険法の趣旨に適っていることが示され、本当によかったと感じています。

4 これからの課題

上記の通り、労災支給決定が使用者の申し立てで取り消されることは基本的になくなりました。

しかし、裁判や行政手続きにおいて、使用者が労災の支給要件該当性を争う余地はまだ残っています。

す。

すなわち、裁判所は、「特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができる」と判断しました。つまり、保険料認定処分を争う際に、労災の支給要件を満たさないという争い方ができるのです。

今度はこれを盾にして使用者が労災決定の正当性を認めない、という事態が想定されえます。また、担当官が委縮することもありえるでしょう。

こうした事態の元凶はメリット制ですので、メリット制を変えないとこの事態は変わりません。別異の判断で、「あの処分は実は違法だった」という判断が出かねないのです。

メリット制をめぐる戦いは、土俵が安定したため、メリット制そのものを問うていく第 2 ラウンドに本格的に突入することでしょう。

みなさまの声があれば、きっと制度も変わっていくと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

最後に、重ねて、この戦いに対する支援に対して御礼を申し上げます。ありがとうございました。

第 10 回全国大会は大阪で開催します

——過労死防止学会からの報告

過労死防止学会前代表幹事 黒田 兼一

1 過労死防止学会が設立されたのは、「過労死等防止対策推進法」が制定された翌年の 2015 年 5 月でした。学会では年に一度、その年の過労死をめぐる状況や調査研究の成果を報告し議論することを目的に全国大会を開催しています。全国大会では、大きく言えば、「共通論題」シンポジウムと「自由論題」の分科会がおこなわれます。「共通論題」シンポジウムは、1 つの大きなテーマを決めて、何人かがそのテーマに関わる研究報告を行い、参加者全員で議論して深めていくものです。もう一つの分科会は、会員が自主的に自由にテーマ（自由論題）を決めて報告し、少人数で議論するというもので、毎年大会前に報告希望者を広く募集しており、基本的には会員であれば誰でも

応募できます。

2 さて、防止法が制定され、本年(2024 年)で 10 年経つわけですが、残念ながら、過労死等の被災者は減少傾向にありません。法律ができて、様々なところで多様な取組みがなされてはいるものの、それが成果に結びついていないわけです。学会は「過労死の実態、原因および背景を調査研究し、その成果を過労死防止と対策に生かしていくこと」を目的としているのですから、なぜ過労死はなくなるのか、過労死を無くしていくためには何が必要なのか、これまで以上に適切な「統一論題」を設定し、質の高い議論が求められていると考えています。

3 何よりも考えていかねばならないのは、10 年前

とは違って、精神障害にかかわる事案が増加し、それもいろいろなハラスメントが起因し、犠牲者は若年層に集中していることです。また昨今、気候変動や大規模地震による大災害が頻発していますが、それに伴って地域と住民の対応のために地方公務員が超長時間労働を余儀なくされていること、さらに雇用によらない「働き方」としてフリーランスや文化芸能分野の従事者の長時間労働やハラスメント問題などが社会問題化していることなど、これまでとは様相を異にした傾向も見逃すわけにはいきません。過労死等を防止し無くしていくためには、こうした複雑で新しい問題についても議論を深めていく機会を設けていかねばなりません。

- 4 本ニュースの前号（第 15 号 2024 年 1 月 27 日発行）に書きましたように、2023 年の第 9 回大会では上記の地方公務員の長時間労働に焦点を充てて、共通論題を「地方公務員の長時間過密労働とその対策」としました。4 人の報告者が、地方自治体の職員の長時間・過重労働、ハラスメント等の実態と課題を報告し、議論しました。
- 5 本年は、「2024 年問題」として注目されている運送業・トラックドライバーの長時間労働に焦点を充てて、共通論題を「物流の“2024 年問題”と働き方改革の課題——過労死防止の視点から」とします。物流業界ではトラックドライバーの脳・心臓疾患による労災請求件数・認定件数が最も多くなっていることを重視して、その原因や背景、そしてトラックドライバーの労働と生活の実態分析に焦点を充てて、過労死防止という観点から議論する予定です。現在のところ次の方々に報告をいただくことになっています。松元俊氏（労働安全衛生総合研究所）「研究員トラックドライバーの健康障害と過労状態に関連する労働生活要因の検討」、岩城穰・井上将宏・中西翔太郎の各氏（弁護士）「トラックドライバーの過労死等の事案について」、矢野裕児氏（流通経済大学）「“物流の 2024 年問題”をどう捉えるか?」、芦崎光夫氏（建交労関西支部特別執行委員）「“物流の 2024 年問題”への労働組合の対応」（いずれも演題は仮題です）。
- 6 これとは別に、10 回目の大会となることを意識して、特別企画も予定しています。これまで取り組んできた過労死等を防止するための諸活動を振り返り、それを踏まえて学会として今後どのように取り組んでいくのかを議論しようというものです。学会創設から学会活動をリードされてきた川人博氏に「過労死研究のこれまでとこれから」として総括的なお話をお願いしております。その上で、各分野で中心的な役割を担ってこられた会員の方々に「〇〇のこれまでとこれから」という視点からのご報告をいただくことになっていきます。予定しておりますのは、天笠崇氏「産業医学・公衆衛生学からの過労死研究のこれまでとこれから」、工藤祥子氏「過労死防止のための教育・啓発活動について」、寺西笑子氏「“過労死家族の会”と学会活動との関わりについて」、脇田滋氏「日本をモデルに過労死予防法制定を目指す韓国の動向」、高田好章氏「過労死防止学会誌について」（いずれも報告タイトルは仮題です）、をそれぞれお願いしております。
- 7 なお、例年と同様に分科会も準備中で、今のところ 7 つの分科会で 15 名近くが報告予定です。
- 8 第 10 回大会はここ数年よりも若干早く開催となります。日時等は次の通りです。
日時：2024 年 8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）
場所：大阪経済大学 大隅キャンパス
（阪急上新庄駅から徒歩 15 分、地下鉄今里筋線「瑞光四丁目駅」徒歩 2 分）

■ 特集 1 各地の過労死防止シンポジウム

2023 年度も、全都道府県及び中央会場の計 48 会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。2020 年度はコロナ禍の影響で、2019 年度の 5753 人から 2052 人減の 3701 人でしたが、2021 年度はやや持ち直して 4423 人、2022 年度は 4502 人となりました。

2023 年度は 2022 年度より 13 人減の 4489 人でした。

本号では、①埼玉会場、②福井会場、③静岡会場、④滋賀会場、⑤大阪会場、⑥長崎会場の報告を掲載するとともに、全国の最終結果を 16 ページに掲載します。

【①埼玉】埼玉会場の報告

弁護士(埼玉) 田中 浩介

埼玉の令和 5 年度過労死等防止対策推進シンポジウムは、同年 11 月 6 日、ソニックシティビル(さいたま市大宮区)の市民ホールにおいて開催された。主なプログラムは、①埼玉労働からの現状報告、②企業の取組み事例発表、③過労死を考える家族の会体験談、④基調講演であった。家族の体験談は、シンポジウムに実際に参加してこそ聞けるものであるため、ここでは、企業の取組み事例(③)及び基調講演(④)について詳しく紹介する。

企業の取組み事例の発表は、田部井建設株式会社代表取締役の役田部井俊一氏よりなされ、同社における、長時間労働削減のための取組みと生産性向上のための取組みについて具体的な施策や実際の効果についての説明などがあった。会社の指揮命令下にある労働者が、自身の努力や心がけで労働時間を短縮しようとしてもおのずと限界があり、同社は、(おそらく)相当な費用をかけて、勤怠管理システムや作業効率を高める機械を導入して実際に労働時間短縮などを実現している。このように、会社自身が(費用をかけて)動いてこそ改善されるという点は、他の会社においても特に参考になるのではないかと思われた。

基調講演は、天笠崇氏(静岡社会健康医学大学院大学准教授)による「過労死・過労自殺予防のための法令順守のために」であった。「ポストハラスメント防止法の今あらためて過労自殺予防対策を考える」という副題のとおり、ハラスメント防止法は、2019 年 5 月に成立したが、それで問題が解決してはならず、メンタルヘルス対策の現状(また、さらにさかのぼって、ここまでの社会や法整備等の動き)

を確認した上で、それを推進する手がかりを考えようとするものであった。自身の嘱託産業医や外部 EAP(従業員支援プログラム)としての実践例(実際に休職者が減っている)も踏まえての詳しい説明もなされた。実務に携わる弁護士は、ともすれば、「認定基準」という現状だけを見て、その枠にとらわれがちであるが、過労自殺等(精神障害)が発生しないこと、発生をできるだけ減らすことがより大切であることを再確認させられた。弁護士として、個別の事案において、過労死等を実際に「防止」する実践もできなければならない。

今回も埼玉のシンポジウムは、成功したといえるが、世の中の実情としては、ハラスメントや長時間労働、それらによる精神疾患という話(報道など)を聞かない日は無く、減らないどころか増加傾向にあるようである。このようなシンポジウムで、遺族などの体験談を聴き、過労死過労自殺がなぜ起こるかを学ぶなどした人は、過労死等についての問題意識は非常に深まると思われる。しかし、以前も述べたように、実際にシンポジウムに参加できる人は限られるため、いかにしてできるだけ多くの人にあたかもシンポジウムに参加したかのように知見を深めるなどしてもらおうということが重要であると思われた。

【②福井】「ブラック企業からスタッフファーストへの挑戦」 ー過労死等防止対策推進シンポ

弁護士(福井) 海道 宏美

2023 年 11 月 13 日、13 時半から 16 時過ぎまで、福井市内の福井商工会議所において、福井県・福井市・福井弁護士会の後援、全国過労死を考える家族の会・過労死等防止対策推進全国センター・過労死弁護士全国連絡会議・福井過労死弁護士団・福井県経営者協会・福井県商工会議所連合会・福井県社会保険労務士会（2023 年から追加）・連合福井・福井県労連の協力で開催されました。



福井会場の様子

福井のシンポでは、この間、社会の関心事であるパワハラに関する講演が続いていましたが、2023 年は、「メンタルヘルスと働き方改革ー法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探究ー」と題して、慶應大学商学部教授の山本勲氏から基調講演をしていただきました。企業における健康問題を経営戦略として取り組むことの重要性を具体的な研究紹介を例にお話しいただき、参加者からは「働き方改革が健康向上には必要不可欠で、向上することで生産性が向上することがよくわかりました」等感想が寄せられました。

企業からの取組み事例発表では、滋賀県内の企業である社会福祉法人あいの土山福祉会エーデル土山の施設長廣岡氏から「スタッフファーストへの挑戦」と題した報告をしていただきました。同氏は、2022 年に当職が滋賀県でのシンポで講演させてい

ただいた際に企業報告していただき、大変感銘を受けたことから福井にお呼びさせていただきました。元々は、労基署の是正勧告を受け離職率 40%超の「ブラック企業」だったものを、全員集合型業務の簡素化、トーキングの実施等様々な改革により約 10 年で残業腰痛メンタル不調ゼロの職場環境改善を成し遂げ、現在は入職待ちの「ホワイト企業」に導いたリアルな実践例は参加者の共感を呼び、参加者からも「私自身介護職は非常に大変な職種とイメージがあり、その中で廣岡氏の働き方改革取り組みは本当に心に響く内容でした」「人材こそ会社の宝であることを改めて思い知らされた」「実践的な話でありすごく参考になった」「弊社でも職場改善を取り組みたい」等感想が寄せられました。個人的にも、是非全国の他の地域でも報告し経験を広めていただきたいと思います。

過労死遺族からの声は、夫が 30 歳で過労死した兵庫県の遺族からでした。「人は幸せに生きるために働くのに、それが原因で亡くなるのは理不尽極まりない。いつの日か過労死のない社会を。」と涙ながらに訴えられ、参加者からは「とても胸にしみました。『他人事ではありません』という言葉が社会の中でもっともっと伝えていかないといけないと思う」等感想が寄せられました。

また、福井労働局労働基準部長から「福井県内の労働事情と労働局の取組」について報告いただきました。

参加者としては、会社員、団体職員、公務員等 97 名と毎年 100 名前後となっています。今後も引き続き、パワーアップさせたシンポを実現させるべく、努力を続けるつもりです。

【③静岡】静岡会場のご報告

弁護士(静岡) 萩原 繁之

2023 年度の過労死防止静岡県シンポは、同年 11 月 7 日火曜日 13 時 30 分から 16 時までの時間帯で、静岡市所在の静岡市民文化会館大会議室において開催されました。基調講演として、静岡社会健康医学大学院大学准教授の天笠崇氏に「職場のメンタルヘルス対策早めの気づきと早めの対処を超えて」と題してご講演いただきました。

それに先立ち、労働局からは開会挨拶に引き続き、過労死防止行政の状況についてご報告いただき、また、過労死遺族からの報告もいただきました。

この間、東西に非常に広い地域からなる静岡県内（お気づきの方も多と思いますが、新幹線の駅が 6 駅あります）で、異なる地域での開催を検討課題の一つとして考慮しつつ、2023 年までは一貫して県庁所在地である静岡市の開催でした。

2024 年は、初めての試みとして、県内でもう一つ

の政令指定都市である県西部地域の浜松市において開催することとしました。

時間：11 月 6 日（水）午後

場所：プレスタワー 静岡新聞ホール

（〒430-0927

静岡県浜松市中央区旭町 11-1）

内容は、未だ協議中のところがありますが、メイン講師は、東海林智さん（毎日新聞記者）にお願いして、ジャーナリストのお立場から、過労死・過重労働の実態・現状、ハラスメントの構造、メンタルヘルス対策の必要性等についてお話しいただければと考え、計画しております。

その他、例年と同様、過労死案件の実例などの報告が予定されています。

【④滋賀】滋賀会場のご報告

働くもののいのちと健康を守る滋賀県センター 事務局長 服部 喜由

2023 年 11 月 21 日（火）午後、大津市のピアザ淡海で開催されました。

来場者は 41 名（内訳：会社員・団体職員各 9 名、公務員・社会保険労務士各 5 名、パート・アルバイト 3 名、医療関係者・過労死等の当事者・家族各 2 名、経営者・弁護士・学生各 1 名、その他 3 名）で、前年度の来場者は 72 名でしたので、30 名余減りました。

滋賀での過労死防止のための『つどい』については、『過労死等防止対策推進法』が制定された 2014 年 12 月に『過労死を考える滋賀のつどい』（参加者 22 名）を県センター独自に開催しています。そのため、2023 年のシンポジウムは 10 回目の節目の開催でした。

開催にあたっての主催者挨拶は、滋賀労働局労働基準部長の中井正和氏が行いました。

基調講演は、『過労死・過労自殺の現状と課題』と題して古川拓弁護士（過労死弁護団全国連絡会議幹事）が約 90 分に渡って行いました。

過労死等を歴史的に振り返りながらその現状と 2024 年問題を含む今後の課題を明らかにしていた

いただきました。

講演のまとめとして、「①過労死等防止・救済は大きな流れでは前進してきたが、依然として課題がある、②会社・事業主にとっても過労死等は大きなリスクであり回避が必要、③取り返しのつかない被害を生むことから予防が重要、④予防と救済について、社会や職場でのとりくみと制度の一層の拡充が大切」と締めくくられました。

また、参加者からの質問にも簡潔明瞭に分かりやすく答えていただきました。

過労死遺族として、中部電力社員だった息子さん（当時 26 歳）の過労自殺事件で、2023 年 4 月 25 日名古屋高裁で逆転勝訴判決（労災認定）を勝ち取られた遺族の吉田典子さん（名古屋過労死を考える家族の会）がお話をされました。

新入社員が、入社半年で「なぜ自ら命を絶たねばならなかったのか」「職場で何があったのか」を明らかにする 12 年余の取組みをお話いただきました。

閉会挨拶は、滋賀県センター副理事長の高岡光浩氏が行いました。

【⑤大阪】過労死等防止対策推進シンポジウム大阪会場のご報告

山中有里 弁護士(大阪)

2023 年度の過労死等防止対策推進シンポジウムは、11月6日(月)14時から、グランフロント大阪で開催されました。

シンポジウムを開催するにあたっては、企画準備の段階から、大阪労働局にもご参加いただき、テーマの設定や登壇者の人選等について意見を交わしました。その結果、大阪会場では、「働く人々における巧みな休み方：オフの量と質の確保の重要性」をテーマにすることが決まりました。

当日は、同テーマを基調講演として、久保智英氏(独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター上席研究員)にご講演いただきました。久保氏は、産業保健心理学、睡眠衛生学、労働科学を専門としておられ、勤務間インターバル、つながらない権利と疲労回復の関係や自主対応型の疲労対策としての職場

の疲労カウンセリングの研究に従事しておられます。また、企業の立場から、「企業からの取組み事例発表」として、第一稀元素化学工業株式会社に自社の取組みについてお話をいただきました。

この他、大阪労働局労働基準部監督課から「大阪労働局の取組について」と題する報告をいただきました。最後に「過労死遺族の声」として、お2人のご遺族にご登壇いただきました。

大阪会場では、毎年、平日の昼間にシンポジウムを開催しており、スーツ姿の来場者がとても多く、企業からの出席者が多数を占めていると思われることが特色です。過労死等を防止するためには、労働者だけでなく、企業の意識を変えることも必要です。シンポジウムが、企業の方々に働きかけ、意識の変容を促す機会となることを願っています。

【⑥長崎】「過労死等防止対策推進シンポジウム」の報告

長崎労働者の健康問題懇談会 事務局長 大塚 正一

2023年11月24日、長崎県商工会館2階ホールにおいて過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。2023年度は広報が不十分であったのか、過去最低の44人の参加に留まりました。

【基調講演】

「過労死・過労自殺、働き過ぎを防ぐための職場管理の在り方」

講師 池添弘邦氏(独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員)

【過労死遺族による体験談発表】

M氏(佐賀市在住、氏名公表不可、東九州過労死を考える家族の会)

労働基準部長のご挨拶では、2024年4月より建設業、運転業務、医師の時間外労働上限規制が適用されることの紹介がありました。労働局では働き方関連法の理解を深めるために是正指導も行いながら、誰もが働きやすい社会にしていくように全力を尽

くす旨のご挨拶がありました。勤務間インターバル制度の活用についても呼び掛けられました。

基調講演では労災の現状とその要因、労災事案から見る職場管理、調査結果から見る管理職の働き方、従業員のメンタルヘルスと睡眠等の関係等の調査データをもとに説明され、この改善のために何が必要なのか提言がありました。



池添さんの講演の様子

2022 年度の労災申請の状況は「脳・心臓疾患」は 803 件と高止まりの状況でしたが、認定率は 38.1% と認定基準の改正もあって過去 5 年間で最高。精神障害の請求件数は 2,683 件と過去 5 年間で最も多く、増加傾向で認定率は 35.8%。JILPT の「過重負荷による労災認定事案の研究」から労働災害が起きる要因として次の 3 つを挙げられました。

- ①法定外労働時間が長い
- ②労働時間管理が機能していない（36 協定、出退勤管理）
- ③業務遂行上の困難に直面（仕事のトラブル、上司や顧客、ノルマ、要員不足）

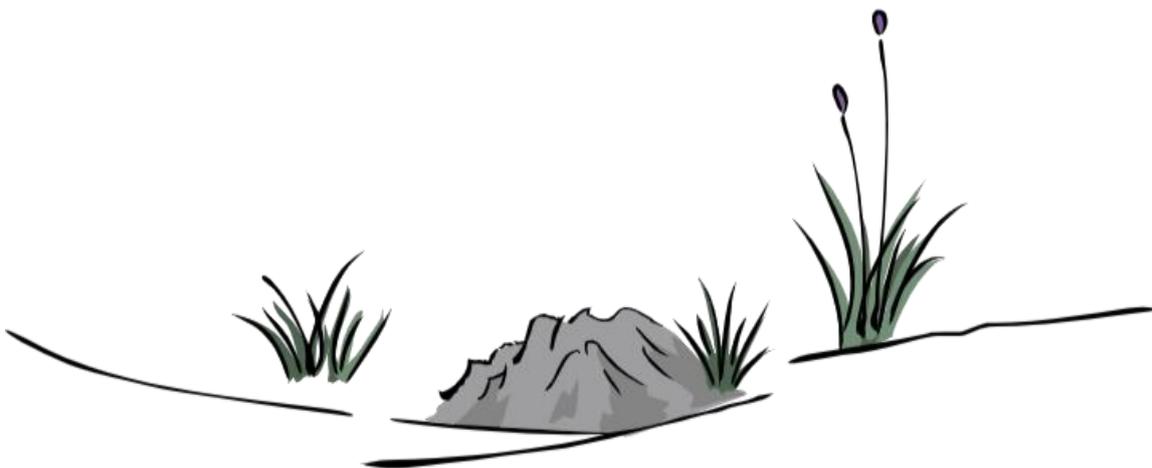
上記の労災認定事案資料からは、36 協定があった「脳心事案」は 62.6%、「精神事案」では“なし”が 66.2%と真逆でした。職場の 36 協定の有無に関する認知度では 24%が“わからない”、36 協定の時間外労働の上限時間数を“知らない”が 60%等、時間外労働に関する労働者の意識の低さと 36 協定と出退勤管理が機能していない実態があることを調査報告から述べられました。

最後にこの先何が必要なのか、次の 8 つを挙げられました。

- ①36 協定及びその内容の認知を高め、かつ、これを遵守すること
- ②出退勤管理の結果を従業員の健康確保に十分に活用すること
- ③従業員の業務遂行の管理を適切に管理職に行わせること
- ④そのために管理職に管理業務の比重を増やすこと
- ⑤適正な管理職を育成すること
- ⑥併せて従業員を育成すること
- ⑦メンタル不調者予備軍への事前の対応（これも管理職の仕事）
- ⑧併せて企業組織による対応と、従業員の自己管理意識の醸成

今回のご講演では、職場管理の課題を見つめ直す契機となりました。

体験談発表では過労死を考える家族の会から佐賀県在住の M 氏に来崎していただきました。ご主人を 2006 年 12 月に急性心臓死で突然亡くされた奥様のお話でした。ご主人は大型量販店で課長職にあり、多忙な日常業務以外に出張も多く、週休 2 日でも仕事優先で子どもの行事にも参加できない日常にありました。2009 年に過労死労災認定、職場は人手不足で月に 120 時間～150 時間の時間外労働があったことが認められました。会社にはタイムカードがなく労働時間管理がされていない劣悪な労働環境にありました。悲しみの淵にいる中、過労死を考える家族の会から連絡があり心の支えになったようです。過労死がない社会の実現が望まれます。



2023年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2023年度 参加人数	2022年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	97	145	-48	11月15日(水)	14:00~17:00	北海学園大学
青森	58	103	-45	11月8日(水)	18:00~20:00	ハートピアローフク
岩手	91	89	2	11月13日(月)	13:30~16:00	いわて県民情報交流センター(アイーナ)
宮城	132	110	22	11月14日(火)	13:30~15:30	仙台メディアテーク
秋田	43	60	-17	11月20日(月)	13:30~15:30	あきた芸術劇場ミルハス
山形	66	50	16	12月1日(金)	13:30~15:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウィング
福島	38	42	-4	11月6日(月)	13:30~15:30	コラッセふくしま
茨城	104	84	20	11月29日(水)	14:00~16:00	つくば国際会議場
栃木	69	75	-6	11月29日(水)	14:00~16:30	栃木県教育会館
群馬	105	70	35	11月10日(金)	13:30~15:30	Gメッセ群馬
埼玉	95	83	12	11月6日(月)	14:00~16:30	大宮ソニックシティ
千葉	84	76	8	11月14日(火)	14:00~16:30	千葉市生涯学習センター
東京中央	226	220	6	11月8日(水)	14:00~17:00	イイノホール
東京立川	137	104	33	11月21日(火)	14:00~16:30	ワイルド会議室荻窪
神奈川	145	136	9	11月2日(木)	13:30~17:00	横浜市技能文化会館
新潟	49	80	-31	11月27日(月)	14:00~16:30	朱鷺メッセ
富山	66	79	-13	11月24日(金)	14:00~16:30	ボルファートとやま
石川	63	49	14	11月30日(木)	13:30~16:00	石川県地場産業センター
福井	97	127	-30	11月13日(月)	13:30~16:00	福井商工会議所ビル
山梨	79	64	15	11月30日(木)	18:30~20:30	ベルクラシック甲府
長野	73	107	-34	11月1日(水)	13:30~15:30	J A 長野県ビル
岐阜	83	90	-7	11月27日(月)	13:30~16:15	長良川国際会議場
静岡	72	90	-18	11月7日(火)	13:30~16:00	静岡市民文化会館
愛知	192	169	23	11月28日(火)	14:00~16:30	名古屋市中小企業振興会館
三重	80	88	-8	11月13日(月)	13:30~15:30	四日市商工会議所
滋賀	41	72	-31	11月21日(火)	13:30~16:00	ピアザ淡海
京都	88	129	-41	11月24日(金)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	181	195	-14	11月6日(月)	14:00~16:30	コングレコンベンションセンター
兵庫	192	194	-2	11月22日(水)	18:00~20:00	神戸市産業振興センター
奈良	62	30	32	11月15日(水)	13:30~15:30	奈良公園バスターミナル
和歌山	61	86	-25	11月21日(火)	13:30~15:50	和歌山ビッグ愛
鳥取	54	39	15	11月22日(水)	13:30~15:30	とりぎん文化会館
島根	137	139	-2	11月21日(火)	13:30~15:30	島根県立産業交流会館 くにびきメッセ
岡山	133	72	61	11月7日(火)	14:00~16:20	おかやま未来ホール
広島	65	80	-15	11月16日(木)	14:00~16:00	広島YMCA国際文化センター
山口	90	132	-42	11月17日(金)	13:30~16:00	山口県教育会館
徳島	239	205	34	11月16日(木)	13:00~15:10	徳島大学
香川	71	75	-4	11月10日(金)	14:00~16:30	かがわ国際会議場
愛媛	77	55	22	11月20日(月)	18:00~20:30	愛媛大学
高知	86	56	30	11月27日(月)	13:30~15:30	ちよテラホール
福岡	95	85	10	11月2日(木)	15:00~17:00	オリエンタルホテル
佐賀	77	76	1	11月13日(月)	14:00~16:00	四季彩ホテル千代田館
長崎	44	57	-13	11月24日(金)	18:30~20:20	長崎商工会議所
熊本	71	68	3	11月28日(火)	14:00~16:30	熊本テルサ
大分	79	98	-19	11月14日(火)	14:00~16:00	大分ソレイユ
宮崎	93	82	11	10月25日(水)	18:00~20:00	宮崎観光ホテル
鹿児島	54	43	11	11月17日(金)	14:00~16:00	鹿児島商工会議所
沖縄	55	44	11	12月5日(火)	15:00~17:00	沖縄コンベンションセンター
	4489	4502	-13			

■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2023 年度ではや 8 年目となりました。

前年 2022 年度は、195 コマが行われ、学校種別のコマ数は、中学校 13、高等学校 82、中学・高等学校合同 2、特別支援学校 1、専門学校 26、短期大学 1、大学・大学院 70 でした。

2023 年度は、年度末の 2024 年 3 月末までに 192 コマが行われました。学校種別のコマ数は、中学 3、中学高校 1、高校 80、専門学校 37、短大 2、大学・大学院 69 となっています。

本号では、2023 年度に啓発授業を担当した 10 人の方（遺族 4 人、学者 2 人、弁護士 4 人）からの報告を掲載します。

【①北海道】啓発授業の報告

過労死防止北海道センター 吉田 正幸

私がこの啓発授業に関与してから 6 年目を迎えたが、人生は出会った人と出来事によって大きく変わる。製薬企業に在職中、転勤先の札幌で出会った産業医の一言がきっかけで産業カウンセラー資格を取得するに至った。また、平和運動の活動から偶然に会った人を通じて過労死問題研究会に参加し、多くの弁護士と出会って今は道内の各地で授業をしている自分に不思議な気持ちと何かの導きを感じる。

私が担当した遠隔地（札幌から 380 km）の利尻高校では、午前中の授業時間全てを学年に分けて実施するという前例のない経験をした。



利尻高校

2 年目には、前年に授業をした生徒が私たちの顔を覚えており、「あっ、また来てくれた」と笑顔で迎えてくれた。その時は、何か温かい感動が心に沸き上がった。担当の先生は「札幌から遠い島には来てくれないだろうと思っていました」との言葉があったが、「働くことと命の授業のためなら何処でも行きます」と答えたことを思い出す。

十勝の高校ではグループワークも取り入れ、生徒同士で働き方と過労死問題を討論してもらい、4 年

連続で弁護士と遺族、そして産業カウンセラーの 3 人で担当し有意義な授業が出来たと思っている。しかしながら今年度から講師は 2 人までと制限が厳しくなったことは誠に残念である。



十勝の高校での授業の様子

私はいつも授業の最初に「今日はいのちの授業です」と口火を切る。命は与えられたもの、幸せに生きるためにも働く意味を深く考えて欲しいと願う。労働環境の変化やブラック企業、パワハラ問題にも触れながら、身体の不調は心の健康と大きく関係すること、自分一人で悩まず信頼できる人に相談することが大事と話す。どんな出来事も見方、受け止め方（認知）で全く違う側面があることに気付いてもらい、最後には「あなたは大切な人」の言葉で締めくくる。

北海道の啓発授業は毎年新規が増え、2023 年度は 27 校の実施をみた。この要因の一つに過労死家族の会代表、村山さんの力が大きい。知人の道議会議員への働きかけから北海道教育長の力強い支援を引き出し、教育委員会との連携へと繋がっている。道内各地の弁護士も積極的に手を挙げて参加し、大学教授の協力や家族の会からも新しい講師が掘り起こされてきていることは本当に嬉しい限りである。

【②栃木】労働問題・労働条件に関する啓発授業の実施について

弁護士(栃木) 小倉 崇徳

1 実施のための運営の工夫

栃木においては県内の半分の大学において実施を行ってきました。県弁護士会の人権公害委員会の中の労働社会保障部会で2カ月に一度、推進状況の確認を行っています。栃木は、過労死防止シンポジウムも弁護士会が主体となって（形式的には後援）打ち合わせや準備を行っているというのが特色です。弁護士会が動くことによって、社労士会など他団体とも連携がとりやすくなっています。ぜひ、他県でも参考にしてもらいたいと思います。

2 講義の感想

毎年、複数件担当しています、やはり遺族の話はきちんと聞く学生が多いです。時には目頭を押さえながら聞く学生もいます。遺族の方とどちらが先に話すか悩まれる講師の方もいると思いますが、私は、遺族の方に先に話してもらいます。そのことによって、こういった悲しいことを二度と発生しないためには、労働法を知っておかないといけないよね、という導入ができます。

3 今後の課題

医療系での大学では実施を断られることが続いています。カリキュラムに余裕がないこと、国家試験が後ろに控えていることが大きな要因だと思います。しかし、医療の世界こそ、激務による過労死や過労自死、精神疾患が多発しているのであり、医療の世界に入っていく彼らにこそ知ってほしいと思っています。ぜひ、厚生労働省や文部科学省を通じて、医療系大学での実施を義務付けて欲しいと思います。

4 おわりに

講義をしていてやりがいを感じていますか？移動時間がかかったりする割に謝礼が安いこともあり、なかなか弁護士の後輩で担当してくれる人が増えません。

私は、2023年、宇都宮大学に通学し、「社会教育士」という資格を取りました。社会教育士は、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる資格です。

我々が担当している、労働問題・労働条件に関する啓発授業も社会教育の一つになります。ぜひ、みなさんも資格を取り、さらに活発に過労死問題の啓発のための講義を行っていきましょう！大卒の方であれば8単位を取得すれば資格が得られますので、ぜひご取得ください！



社会教育主事講習修了証書を掲げる小倉弁護士

【③埼玉】過労死防止啓発授業のご報告

弁護士(埼玉) 鈴木 満

2023 年 10 月、埼玉県立新座高等学校で、過労死を考える家族の会の渡辺しのぶさんとともに啓発授業を行いました。

高校を卒業する前の生徒の方々が、過労死や過労自殺を身近に感じるのは容易ではないと思いましたが、社会に出てからはこのような話を聞く機会はなかなかないと思うので、できるだけ身近に感じて耳を傾けてもらえるように工夫しました。

「過労死」「過労自殺」という言葉をタイトルに使うと生徒の方々がどこか自分には起こらない出来事であるように感じてしまうように思ったこと、また、働くことに必要以上に悪い印象を持ってほしくなかったので「健康に働き続けるために」というタイトルにしました。

講演の中では、厚生労働省作成の「令和 4 年度過労死等の労災補償状況」に記載されている脳・心臓疾患と精神障害、それぞれの支給決定件数の多い職種を紹介しました。脳心臓疾患、精神障害ともに自動車運転従事者が上位 5 位以内にいることを伝え、生徒の方々も利用するであろう通販の便利さの裏では、大きな負担を被っている人々もいるかもしれないことを伝えました。

また、精神障害の支給決定件数の年齢別の統計では、20 歳から 39 歳までがおおよそ 50%を占めていることも紹介しました。その上で、入社間もない人でも過労自殺したケースがあることを紹介しました。

私が話をした後に渡辺しのぶさんが講演してくださったのですが、ご遺族の話をより真剣に聞いてもらえるように、私の実体験を踏まえて、過労死・過労自殺をした被災者のご遺族の中には、何年経っても心の傷が癒えず、被災者の方の話をする度に涙する方もいらっしゃることを伝え、家族が過労死・過労自殺をした経験を話すことは、ご遺族にとって大変なことであり、ご遺族の話を聞くことができることは、如何に貴重な経験であるかを伝えました。

私は、啓発授業を行う時には、いつも、働くことには意義があり、責任をもって働くことは大事であるけれども、命より大切な仕事はない、とお伝えするようにしており、新座高等学校でも最後にそのようにお伝えさせていただきました。

若い方に、過労死・過労自殺を他人事ではなく自分事と捉え、自分や家族の働き方に関心を持っていただけるように、引き続き内容を工夫しながら啓発活動に取り組んでいきたいと思えます。

【④東京】双方向授業の重要性

弁護士(東京) 須田 洋平

私は、2024 年 6 月、華学園栄養専門学校で過労死防止啓発授業の講師を担当しました。午前 2 コマを担当し、1 コマ目は私の講義が中心で、2 コマ目にはワークショップを実施しました。

講義で一方的に長時間話してしまうと、学生の集中力が切れてしまいがちになるので、適宜学生に質問をして、やり取りをしながら講義を進めた方が学生の関心がより高くなることを改めて確認することができました。

私は海外に 6 年間居住していたこともあり、労働観や社会観についての日本と外国との比較という視点をいつもこの啓発授業では盛り込むことにしています。日本社会は、24 時間営業の店があったり、宅配便の再配達制度がきめ細やかに整備されてい

たりと消費者にとっては特に欧州と比べて大変便利なのですが、その裏で過重労働をしている労働者が多くいます。過労死をなくすことは、消費者としての生活が欧州と同じくらいまでに不便になることを意味します。それを受け入れられるのかを質問を通じて学生に考えてもらうことは、過労死の問題が私たちがどのような社会を望むのかという問いに直結していることを知ってもらうという点でも重要であると実感しました。

2 コマ目のワークショップでは、「過労死や過労自殺をなくすために政府や企業がすべきこと、そして、個人として、自分が過労でダウンしないように済むためにできること」、「職場で、自分がハラスメントに遭ったとき、あるいは同僚がハラスメントに遭っ

ているのを目撃したとき、どのような対応をすれば良いのか」という 2 つのテーマを取り上げて、学生たちを 5 人程度のグループに分けて議論してもらい、議論した結果を発表してもらいました。学生たちは、後で全員の前で発表するということもあり、真剣に議論をし、意見を出し合っていました。発表の内容もきちんと考えられたものが多く、やはり学生が主体的な姿勢を持てるように工夫することが啓発授業の効果を高めるということを改めて確認できました。

学生たちからの感想は、「自分の身の守り方が分かった」といった自分が労働者側に立つことを前提としたものが多かったのですが、中には、「アルバイト先で部下が過重労働にならないように工夫する必要があることを痛感した」といった使用者側として考えさせられたという感想もあり、それが印象に残りました。



授業の様子

【⑤東京】立正大学での啓発授業のご報告

弁護士(東京) 山内 志織

2023 年 12 月 13 日、立正大学で過労死啓発授業を実施する機会をいただきました。こちらの大学では、過労死問題を含む昨今の労働問題に強い問題意識をお持ちの先生方がいらっしゃることもあり、例年、講師として呼びいただいております。

受講者である大学生の皆さんは、大学に入学して初めてアルバイトを開始したり、就職活動をしたりと、労働問題に直面したり、身近に見聞きするようになる時期でもあります。そのため、講義においては、過労死問題のみならず、学生の皆さん自身が直面しやすいアルバイトにおける労働問題を切り口に、就職後も自らの身を守るために必要となる労働法の知識や相談先等について幅広くお伝えするよう心掛けています。

講義では、まず、過労死を引き起こす原因として、使用者と労働者の力の差により、労働者が劣悪な環境で働かざるを得ない状況があることを指摘しました。そのうえで、講義では、使用者から言われることが全てではないこと、働いていて様々な労働問題に直面してしまった場合には、労働組合や弁護士に相談し、一人で抱え込まずに相談することが重要であることなどについてお話ししました。また、労働組合を通じて労働者が力をつけ、集団で労働環境を

改善していくことが大切であることもお話ししました。

そのほか、講義では、いくつかの事例を示し、学生の皆さんにグループディスカッションをしてもらいました。例えば、「アルバイトに遅刻した場合、罰金 5000 円を支払う」という記載のある契約書にサインしてしまったケース、賃金が 15 分単位でしか計算されないケース等を題材にして、学生の皆さんから意見を発表してもらい、その内容を踏まえて労働基準法と労働契約法との関係、証拠の残し方等についてお話ししました。

また、講義では、講師が店長役を務め、学生の皆さんとの間で未払い残業代に関する交渉のロールプレイングをしてもらうという取り組みも行いました。長時間労働は過労死を引き起こし得る大きな要因となります。未払い残業代に関する交渉のロールプレイングをきっかけに、これらの問題についても学生の皆さんにぜひ「自分事」として関心を持ってもらいたいと思います。

学生の皆さんからの質問コーナーでは、自身のアルバイト経験の中から困っていること、疑問に思っていること等に関する質問が多く寄せられました。学生の皆さんからは、「募集のときに提示された労

働条件と実際の労働条件が違うのだが、どうしたらよいか」とか「アルバイト先から、アルバイトの時間以外の時間にも対応を求める連絡が入るのだが、対応しなければならぬのか」等といった質問が出ていました。学生の皆さんにとって、過労死問題を初めて身近に感じるのが今回の啓発授業のような取り組みであると思います。このような講義の機会を

少しずつ増やし、社会に出る前の学生の皆さんに、労働問題から身を守る術や相談先に関する知識をできる限りお伝えしていきたいと思います。

【⑥神奈川】啓発授業を体験して思うこと

神奈川過労死等を考える家族の会 安部 宏美

2019 年 11 月に、東芝デジタルソリューションズで SE として働いていた長男(30 歳)を過労自死で亡くしました。2020 年に労災認定され、その後、原因究明と再発防止についての話し合いを経て 2022 年 5 月に会社と和解しました。自分の子供が、仕事の原因で命を落としてしまうという理不尽な出来事に、納得できず、悲しみや悔しさは消えることはありません。そして、私の人生は変わってしまいました。息子の死を無駄にしたいくないという思いで、私にできることで過労死防止の活動をしていこうと思っていました。

2023 年 11～12 月に神奈川県内の 3 つの高校で夫と共に「働くことについて考える授業(啓発授業)」で遺族体験をお話しさせていただく機会がありました。毎回とても緊張しましたが、啓発授業で一緒にいただいた弁護士の方々は、神奈川の会議や交流会でお世話になっているので、とても心強かったですし、学生さんへの講義を聞いて私も勉強になりました。

2024 年度は 6 月に、公文国際学園高等部(横浜市)にて、山本有紀弁護士と 2 コマの啓発授業を担当しました(今回も夫と共に)。2 年生約 160 名への講堂での授業と 3 年生(政経)16 名への教室での授業でした。この高校では、コロナ禍で啓発授業を中断していて、数年ぶりで再開したとのことでした。

私からは、過労死は、遠い特別なところではなく身近に起きているということを知り、自分事として考えてもらうきっかけにして欲しいと伝えました。過労自死した息子の生い立ちや人となり話し、その後、調査の結果分かった息子の業務実態や過労自死の原因(長時間労働等)、会社と交渉して再発防止に向けた取り組みを約束してもらうまでの経過についても話しました。夫からは、「将来社会人となり問題を抱えたり、悩んだりしたときは、今日の話と思

い出し、自分自身を守ってほしい。また、周りの人にも関心を持って守ってほしい」と声かけをしました。



公文国際学園高等部での授業の様子(教室)



公文国際学園高等部での授業の様子(講堂)

その後、山本弁護士より「働く人を守る法律の基礎知識」について、具体例を挙げながら説明がありました。2 年生の授業でも 3 年の授業でも質問が出ていて、関心を持ってもらえたと思いました。仕事は本来、生きるため、幸せになるためのものです。一人一人の学びが、仕事や職場が人の命や健康を損ねるような社会を変えていく一歩になると思いま

す。

公文国際学園高等部の担当の先生(社会科)の「将来、この子たちが被害者になるかもしれないし、加害者になるかもしれない、そういったことを防ぐために大切な授業だと思っている。」という言葉聞き、より多くの学校で啓発授業を取り入れてもらいたいと思いました。また、生徒さんの真摯に受け止めてくれた感想も送っていただき、社会に出る前にワークルールや過労死問題について知り、考える機会を作ることは大切なことだと痛感しています。

私の子供たちは、学生の時にこういった過労死問題やワークルールについて学ぶ機会がありませんでした。もし、聞いていたら違っていたかもしれないと思ってしまう。遺族体験を話すのは、かなりエネルギーを要しますが、過労死を防ぐ一助となるのであれば今後も継続したいと思います。

私は長野県に住んでおり長野の家族の会にも所属していますが、まだ長野県で啓発授業は行われていないのがとても残念に思っています。

【⑦大阪】啓発授業に出向き思うこと

大阪過労死を考える家族の会 小池 江利

2023 年 6 月、清水亮宏弁護士とともに大阪府立緑風冠高等学校に出向き、啓発授業を行いました。社会科の「公共発展」の授業で、39 名の参加でした。

私は、夫が 2010 年に過労死した時の状況、それまでの夫の働き方、労災申請と認定について、職場の問題を明らかにしたい気持ちで行った民事裁判など私自身の出来事と、過労死遺族の気持ち、家族の会の活動、最近の若者の過労自死の実態について話しました。

清水弁護士は、雇われる側の権利について、高校生に身近なアルバイトの例を挙げ、クイズ形式で、生徒にご説明されました。

担当の先生は、過労死や働き方についてたいへん関心が深く、私や清水弁護士のお話の間に様々な質問をされていました。「働き方について、相談したいときはどこに話したらよいですか？」など、生徒たちにとって、有用な知識を持ってほしい、という熱意が感じられました。

授業の後も先生から、「子ども達には、健康的に働いてほしい。そのためには、正しい知識を持つことが大事と考えています。働くことで悲しい思いをしてほしくない。過労死なんてあってはならない。子ども達の命を守りたい。」と強い気持ちを話されました。

私は、同年 12 月にも、大阪府立交野高等学校に、林祐悟弁護士と啓発授業に出向きました。3 学年の「総合的な探求の時間」として、260 名で行われました。その場でも、生徒から労災について活発な質

問があり、林弁護士がお答えになりました。

教育の場での啓発授業は、今のところ全国の生徒数から考えると少人数ではありますが、これから社会の一員になる生徒たちへの授業は、たいへん重要なことと考えています。学校にうかがい生徒たちの姿を見ていると、若く天真爛漫で、これからの人生に心を躍らせ、満喫する姿を想像します。私の世代には、うらやましく感じられるくらいです。そんな無垢な子どもたちが良好な環境で働き、上司や雇う側になった場合も、職場が健全であって欲しいです。生徒たちは、啓発授業で、『過労死』という言葉に触れ、衝撃を受けたかもしれませんが、自身や周囲の働き方で悩んだとき、この授業を思い出してくれることに期待します。

遺族にとっては、このような啓発授業は、悲しみを思い出す辛い機会となります。私も夫の過労死を話すことは、決して楽なことではありません。しかし、過労死はだれにでも起こりうる可能性があることや、過労死した家族が仕事に追い込まれる中、家庭ではどのような生活であったかなど、私たち遺族であるがゆえに感じている過労死の恐ろしさや無念な気持ちを伝えることができると考え、毎年の啓発授業をお受けしています。

このような啓発授業の一つ一つが将来の過労死防止に繋がっていくことを願っています。

【⑧兵庫】何を思い啓発授業をするのか

兵庫過労死を考える家族の会 前田 和美

私の息子前田颯人は若干 20 歳にして自死をしてしまいました。高校を卒業し、入社した神戸を代表する老舗製菓会社で、上司からの執拗なパワハラと長時間労働による鬱を発症しての投身自殺でした。

入社 2 ヶ月目、挨拶無視から始まったパワハラは、毎日のようにみんなの前で怒鳴り、人格をも否定するものへとなくなっていました。時には 2 時間以上みんなの前で怒鳴られ、30 分以上前に入社しても社長出勤などといわれのない罵倒をされ、退職を願い出ると卒業校から求人を取らないと脅されて、辞めることもできず、鬱を発症した頃は時間外労働が 89 時間から 109 時間。まともな昼食さえ取れませんでした。

その後労災と認められ、会社とも和解をし、息子の死から 8 年以上経ちました。

現在少しずつ過労問題に対する取り組みが、国や地方自治体、または会社等で増えてきました。もちろん人を過労死に追い込むような働き方をさせないことが一番です。仕事によって病気になる、ましてや死ぬようなことは絶対あってはならないことです。

私が、もっと働き方についての知識があったなら 8 年前の息子に違う未来があったのではないかと悔やんでも悔やみきれません。

私たちにもっと知識があったら、知っていれば。たら、ればと悔やんだからこそ、息子と年代代の学生達に労働や自分たちを守るための法律、権利など知識を得るための啓発授業が必要だと思いました。

今後社会に出て、自分の置かれている環境がおかしい事に気づいた時、また大切な人が苦しんでいる時、逃げて良いこと、守ってくれる組織や法律があること。知ることによって守られる命がある事を知って

もらうために。

一番望まぬ形で「遺族」となってしまった私たちが心から願う事、それは過労死を無くしたい、ただそれだけです。

本人はもとより家族も言葉にできないほど辛く、関わりを持った全ての人が、「誰ひとりとして幸せにならない」のが過労死です。そして遺族である私たちができることは伝えることだけです。私はただの母親で、息子の命を守りたかった。でも守れなかった。息子の話をするたび思い出されて苦しく、悲しく、やりきれません。それでも今後苦しんで自ら命を絶とうとする人が一人でも救えたらこれ以上意味のあることなどありません。子供を失う親の気持ちなど知らない方がいい。

授業としての取り組みは、自分自身が被害者や加害者になることがないように、しっかりと聞き、考えられる一番いい機会だと私は思います。



前田颯人さんの写真

【⑨愛媛】啓発授業の実践報告

愛媛大学名誉教授 長井 偉訓

私は現在、愛媛大学、松山大学、高知大学で「啓発授業」を担当しています。今回は主に愛媛大学での授業における「啓発授業」の位置づけやその狙いを中心に紹介し、「啓発授業」に対する受講生の「受

け止め方」を紹介したいと思います。

私が担当しているのは “文系主題別科目”（共通教育科目：前期開講 2 単位）というものですが、「2 年次以降に、学問領域に関する種々の主題を例

として、高度な教養を身につけることを目的とした科目」とされています。私の授業題目は、“現代日本の働き方・働かせ方を問う”とし、(1) 過労死等で大切なご家族を亡くされたご遺族の方から直接お話を聞くことによって、まずは過労死等の現実に対する学生の理解を深め、(2) 現代日本社会における過労死等の実態、その背景・要因を資本主義の歴史や国際比較を踏まえながら深く掘り下げた上で、(3) 過労死等から身を守るためにはどうしたら良いのか、基本的なワークルールも学びながら、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」を実現していくためには、どのような「働き方改革」が必要なのかについて、16 回の講義（最後は定期試験）を通じて深く掘り下げていきます。講義の進め方としては、まず過労死等とは何か、その実態を統計的に確認した上で、「啓発授業」（3 回目）を入れています。

ここ数年、「過労死等防止対策推進協議会」委員の高橋幸美さんと「四国過労死等を考える家族の会」世話人の久保直純さんを招聘し、それぞれ 30 分ほどお話をいただき（詳しくは、2023 年度『過労死防止学会誌』第 4 号の「高知大学における『過労死等防止啓発授業』の実践事例の紹介」を参照）、残り約 30 分を質疑応答に充てています。お二人に聞きたいことは質問紙に書いて貰い、それを逐次回収し、質問内容をお二人に伝え、回答をいただきます。

時間内に処理できないほど沢山の質問が出されましたが、その内の一つだけを紹介しておきます。「家庭や仕事の地位があって逃げ出せない人はどうしたらいいか」と言う質問（これは職場で過労死の危機に直面したら、「手遅れになる前にすぐ辞めてください。・・・酷い場合は逃げてください。）」というお二人からのメッセージに対する質問）です。この質問に対して、お二人とも“親にとって、子供

が死ぬほど辛い地獄はありません。生き続けることが最大の親孝行です。”“自分を守るためにはどうすればいいか、考えて欲しい。あなたの人生の主人公はあなたなので、自信をもって自分を優先したらいい。”と力説されました。

最後に、学生からの感想文の一つだけ紹介して終わりにします。

「激務による精神疾患、それに伴う自死といった過重労働問題について、深く考え直すきっかけとなる講義でした。いわゆるブラック企業や、ハラスメントなどの労働問題は最近特に問題視されており、就職をひかえる身として非常に興味深い問題でした。今まで私は、『いい会社』に入れば大丈夫だろう、私は死に追い詰められるほど仕事に没頭することはないだろうという考えがありました。しかし、今回の講義を聞いて『いい会社』を見分けるのは簡単ではないことや、たとえ自分は心が強いと思っていても心身が疲れてしまうと正常な判断ができなくなってしまったことを学びました。親という立場からのお二人のお話を聞いて、私の両親は同じ思いをしないように、という風に感情移入しながら聞くことができ、過労死という問題を自分にも起こりうる身近な問題として捉えられるようになりました。」

以上紹介したように、「啓発授業」の意義としては、ご遺族の方から直接話を聴くことによって（オンラインではなく、対面が望ましい）、現代日本における過労死等という実態とその問題性を正しく認識すると共に、自分の問題に係わるだけでなく、日本社会に内在する深刻な社会問題として捉え、過労死のない社会を実現するためにどうあるべきか、真剣に考える契機になっているということ強調したいと思います。

【⑩大分】過労死防止啓発授業のご報告

東九州過労死を考える家族の会 佐藤 久恵

2024 年 2 月 20 日、大分市中心部にあります田北調理師専門学校にて、生徒さんを対象に行われた過労死防止啓発授業についてご報告させていただきます。

藤崎千依弁護士とご一緒し、私は息子を過労自死で亡くした遺族として体験談を語りました。

学生さんではありましたが、皆さん調理師を目指されており、社会に出る日も遠くないためか、真剣に聞いてくださいました。

私はパワハラ・長時間労働が原因で大切な息子を亡くした悲しみを心情的に訴えました。藤崎弁護士は過労死・労災がどうやって起きてしまうのか、法

律や実際の例を挙げて解かりやすく説明されました。その際に、「例えばタイムカードを打つ前、打った後に仕事をするのはバイトであっても駄目です。」と話されると「え～そうなんだ！」と声が漏れました。「会社と労働契約を結ぶ際には労働条件や就業規則をきちんと確認してください。自分は、この知識を持っていると会社に知らせることが、将来身を守る武器になります。」とも話されました。これには今更ながら深く同意し、こんな基本的なことさえ息子に教えてこなかったことを改めて悔いました。

調理師さんという仕事柄、修行という観点もあり、「好きな職業に就いたのだから、怒られても我慢しなくちゃ・・・とか、休みが少なくても頑張らなければ・・・」とか真面目な人ほど自分を追い込んでしまっそうで、同じように思い詰め自ら命を絶ってしまった息子と重なり、その点を強調してお話しさせてもらいました。

皆さんはご家族にとって宝物であり、命は決して自分だけのものではないこと、もしその大切な宝物を失ってしまったとすれば、残された家族の悲しみはどれほど深く大きなものか？失われた大切な命は二度と戻ってくることはなく、家族は同じところ

へ行きたいと願い、愛する子供を救えなかったことを自分が生きてる間、ずっと悔やみ、責め続けることを理解してもらいたいと訴えました。

仕事が順調に進まなかったり、なかなか結果が出せなかったとしても、決して自分を責めたり、ひとりで抱え込まないこと。

それは過重な仕事を要求されていたり、ちゃんと指導がなされていない可能性もあること。夜眠れないとか、仕事のことが頭から離れないなど、少しでも体の不調を感じたら、家族や医師など専門家に相談することも必要と伝えました。

これからの未来に胸を膨らませている生徒さんに「過労死」の話をするのは重たくて申し訳ない気もしましたが「仕事のために命を失う」という理不尽な出来事がもはや他人事ではない社会になってしまっている現実を知ってもらいたいと願う一心でした。

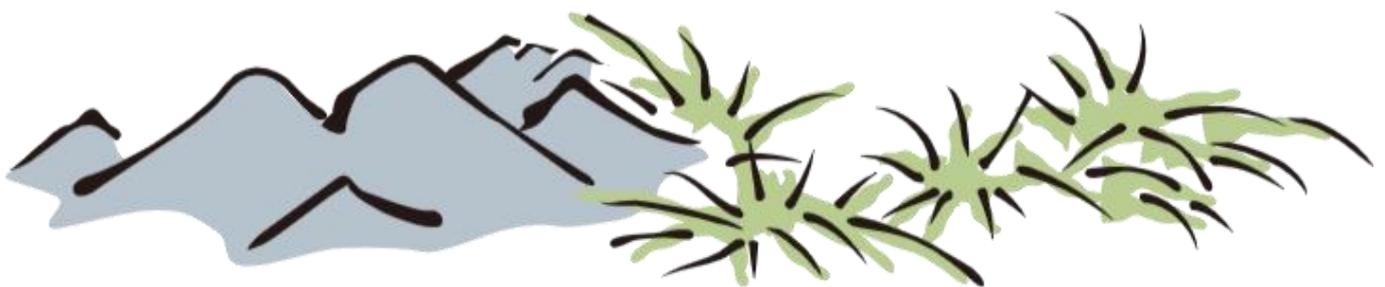
さらにこの啓発授業が大分では初めての開催だったと知り、学生さんが社会に出る前に、労働問題についての知識を得る機会をもっと増やせるようになって欲しいと思いました。

編集後記

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんの原稿をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

過労死等防止対策推進法の成立から 10 年という節目の年になりました。過去の全国センターニュースを見返すと、全国の皆様の活発な活動によって、過労死防止の声・運動が着々と広まってきていることを実感します。メリット制の問題、労働時間の過少認定の問題、ハラスメント防止に向けた取組み、2024 年問題、フリーランスの保護や偽装フリーランス問題など、様々な課題が出てきていますが、全国の皆様とともに活動を盛り上げていければと思います。

弁護士（大阪） 清水 亮宏



【memo】